

利 用 上 の 注 意

この報告書は平成 28 年 6 月 1 日現在で実施された「平成 28 年経済センサス-活動調査」による調査結果のうち、従業者 4 人以上の製造事業所における製造品出荷額等を取りまとめたものである。

1 経済センサス-活動調査について

(1) 調査の目的

「経済センサス - 活動調査」は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施している。

(3) 調査の期日

平成 28 年 6 月 1 日

(4) 調査の範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。

- ① 大分類 A - 「農業，林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N - 「生活関連サービス業，娯楽業」のうち、小分類 792 - 「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類 R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96 - 「外国公務」に属する事業所

(5) 製造業について

ア 「平成 27 年沖縄県の工業」について

この報告書は、製造業について、「工業統計調査」との時系列比較を可能とするために、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について産業別に集計したものである。

- ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、【01】個人経営調査票で把握した事業所については、項目によって集計から除いているため、詳細については各統計表の注釈を御覧いただきたい。

イ 本報告書の数値について

- (ア) この報告書において、「平成 23 年」の数値は「平成 24 年経済センサス - 活動調査」、
「平成 24 年～26 年」の数値は工業統計調査、「平成 27 年」（経理事項以外は平成 28 年）の数値は「平成 28 年経済センサス - 活動調査」である。

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項については、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は平成 23 年 1 年間、「工業統計調査」は調査年 1 年間、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」は平成 27 年 1 年間の数値である。

また、調査結果のうち、事業所数、従業者数の経理事項以外の事項については、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は平成 24 年 2 月 1 日現在、「工業統計調査」は調査年の 12 月 31 日現在、平成 28 年経済センサス - 活動調査」は平成 28 年 6 月 1 日現在の数値である。

(イ) 平成 27 年（経理事項以外は平成 28 年）における数値は、活動調査の調査期日が 6 月 1 日現在であることなど、厳密には「工業統計調査」の数値と連結しないので、数値の解釈に当たっては御留意いただきたい。

2 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の一般的な決定方法は、次のとおりである。

- (1) 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- (2) 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

3 集計事項及び用語の説明

(1) 事業所数……平成 28 年 6 月 1 日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数……平成 28 年 6 月 1 日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は含めない。

なお、常用労働者とは、以下における有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト等及び出向・派遣受入者に分けられる。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、実際に事業所を営んでいる個人業主と、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。

② 有給役員とは、法人の取締役、理事（常勤、非常勤は問わない。）などで役員報酬を得ている者をいう。

③ 常用雇用者とは、次のア、イに該当する者をいい、正社員・正職員、パート・アルバイト等に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を定めずに雇用されている者又は 1 か月以上の期間を定めて雇用されている者

④ 正社員・正職員とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者をいう。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払いを受けている者は、こちらに含まれる。

- ⑤ パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。
 - ⑥ 出向・派遣受入者とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）における派遣労働者の受入者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいう。
 - ⑦ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- (3) 常用労働者年間月平均数（従業者30人以上の事業所）は、平成27年毎月末日現在の月別常用労働者数を平均したものをいう。
- (4) 現金給与総額（事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額）は、平成27年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。
- (5) 原材料、燃料、電力の使用額等は、平成27年1月から12月までの1年間における次の①～⑥の合計をいう。
- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。
また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
 - ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。
 - ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
 - ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
 - ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
 - ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成27年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。
- (6) 製造品出荷額等は、平成27年1月から12月までの1年間における次の①～③及びくず・廃物の出荷額の合計をいう。
- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成27年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く）
 - ② 加工賃収入額とは、平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、ある

いは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額とは、上記①、②及びくず・廃物の出荷額以外の収入額をいう。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 10 人以上の事業所（一部を除く（*1）））は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

*1：原材料及び燃料の在庫額は従業者 30 人以上の事業所

(8) 有形固定資産（従業者 10 人以上の事業所（一部を除く（*2）））は、平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

⑤ 有形固定資産の投資総額

算式：投資額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）

*2：有形固定資産の内訳である、イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）、ウ 機械及び装置（附属設備を含む）、エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等は従業者 30 人以上の事業所

(9) リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）

① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 27 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいう。

③ リース支払額とは、平成 27 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいう。したがって、平成 27 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(10) 事業所敷地面積

事業所敷地面積は、平成 27 年 12 月 31 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵など

により明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(11) 水源別用水量

① 淡水

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの。
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水(地表水)、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水(伏流水)、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

エ 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等)を通すかどうかは問わない。

② 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

(11) 計算項目の算式…付加価値額等は、以下の算式により算出している。なお、①、④については従業者数 30 人以上、③については、従業者数 10 人以上の事業所を調査集計している。

① 付加価値額

＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額（*3））＋推計消費税額－原材料使用額等－減価償却額

② 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
－原材料、燃料、電力の使用額等

③ 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋
（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

④ 有形固定資産年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

⑤ 1 事業所あたり製造品出荷額等 $= \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$

⑥ 1 事業所あたり粗付加価値額 $= \frac{\text{粗付加価値額}}{\text{事業所数}}$

⑦ 従業者 1 人当たり現金給与総額 $= \frac{\text{現金給与総額}}{\text{従業者数}}$

⑧ 従業者 1 人当たり製造品出荷額等 $= \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$

$$\textcircled{9} \text{ 従業者 1 人当たり粗付加価値額} = \frac{\text{粗付加価値額}}{\text{従業者数}}$$

*3：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

4 記号及び注記

[-] 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないもの

[△] マイナスの数値

[0] [0.0] 四捨五入による単位未満

[X] 秘匿の数値…集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

なお、従業者数については、平成 17 年 8 月以降の公表より秘匿を解除している。

5 その他

(1) この報告書は、本県において独自に集計したものであり、総務省・経済産業省が公表する数値と若干相違することがある。

(2) 統計表で該当数値がない場合、非表示とした表側（産業分類、従業者規模等）がある。

(3) 構成比は、単位未満の数値を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しないことがある。

(4) 統計表第 5 表中における産業細分類別事業所数は、1 事業所を一つの産業に分類し、集計したものである。一方、統計表第 6 表中の品目別産出事業所数は、品目別に事業所数を合計した延べ事業所数である。したがって、第 5 表と第 6 表の事業所数は一致しない。

(5) 平成 19 年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。このため、製造品出荷額等、原材料使用額等及び粗付加価値額の数値は平成 18 年以前の数値とは接続しない。

(6) 産業分類について

ア 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

イ 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。
集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 （貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

(7) 地域の区分は次のとおりである。

- 北部 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、
金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
- 中部 宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、
中城村、西原町
- 那覇 那覇市
- 南部 糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、
粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
- 宮古 宮古島市、多良間村
- 八重山 石垣市、竹富町、与那国町

問い合わせ先：沖縄県企画部統計課商工統計班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話 098-866-2050